

いじめ問題について伺います。

7月5日岩手県矢巾町で、繰り返し、いじめを訴えていた中学2年の男子生徒が自殺したことは、「なぜ命を守れなかったのか」と社会に大きな衝撃を与えました。

国は、2013年9月にいじめ防止対策基本法制定し、取り組みのさなかにおきた自殺です。

矢巾町教育委員会は、生徒へのアンケート、生徒や教職員への聞き取り調査をおこなった結果、いじめが「自殺の一因であったと考えられる」と報告しました。

調査では、「6つの事案がいじめと判断」されるが、学校として「いじめという認識を持って指導にあたっていなかった」事が明らかとなりました。

いじめ問題での対応は、いじめが子どもの命を危険にさらすことにつながることから、子どもの命を守ることを優先に取り組む・いじめの情報を全教職員が共有すること・保護者にも知らせて連携す

ることが重要です。ご所見をお示してください。

日本共産党は、「いじめ」から子どもたちのかけがえのない命、心身を守り抜く緊急の取り組みとして、いじめ対応の5つの基本原則を発表しました。

1 つには、命最優先で、対応を絶対に後回しにしないことです。

学校は、子どもの命、安全を最大限配慮する安全配慮義務が課せられています。

矢巾町の例では、校長などがいじめであると認識していなかったため、組織的対応をすることができなかったことが大きな要因となっています。

いじめであると定義できない段階でも迅速に情報収集し、共有化することが必要ではないかと考えます。

ご所見をお示してください。

2 つには、些細な事に見えても、様子見をせず、全教職員、保護

者に知らせ、力を合わせて対応する事です。

いじめは見えにくいものであり、訴えがあった時には、相当深刻な段階に至っていると考えて対応することが必要です。

1人の情報や力は限られていても、みんなでアンテナをはって情報交換すれば、多くの事がキャッチできる、みんなで知恵を出すことで、いろいろな工夫や対応が可能になります。

いじめかなと感じたときに、直ちに全教職員との共有、保護者との連携を行うことが大切ではないでしょうか。ご所見をお示ください。

3つには、子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめの起きにくい人間関係をつくる事です。

4つには、いじめられている子どもの安全を確保し、いじめを行っている子どもには、いじめをやめるまでしっかり対応する事です。

子どもたちは、本来的に「学校には絶対に行かなくてはならない」と思い込み、どんなにいじめられても、学校に行かなくてはと自ら

をしばりつけてしまう傾向があります。

無理をして登校することが最悪の結果を招きかねません。子どもに対して、学校に行くのは、「あなたが幸せになるため」で、「あなたが不幸せになるようなら学校に行く必要はない」ということを大人が子どもに伝える必要があります。

教職員、保護者の認識をこの視点で一致させることが必要ではないかと考えます。 ご所見をお示してください。

一方、いじめを行う子どもには、必ずつらい背景があります。その辛さに共感し、子どもの抱えている悩みを解決することに着手してこそ、その子どもが被害者の痛みに共感でき、いじめをやめる方向に進むのではないのでしょうか。

「いじめ防止基本方針」には、いじめを行う子どもに対して、抱えている悩み、問題についてどうしていくのか方向がありません。これでは、本当の解決にはなりません。

いじめ防止基本方針に、いじめを行う子どもの悩みも解決していく方途を明記し、位置づけることが大切であると考えます。

ご所見をお示してください

5つには、被害者や遺族の方の真相を「知る権利」の尊重です。

次に、いじめ調査の再調査を行う文科省通知について伺います。

文科省は、岩手県矢巾町の問題を受け、認知されないままになっているいじめが他にもあるとみて実態調査をやり直すよう求める異例の通知を出しました。

9月15日までに回答することとしていますが、進捗状況をお示してください。

以上についてお答えください。

答弁＜教育長＞

次に、いじめ問題についてであります。

各学校では、

- ・ いじめは、どの子にも起こり得る
- ・ いじめは、見えないところで起きている
- ・ いじめは、再発する可能性がある

・ からかい等の初期段階のいじめであっても、学校全体で取り組むとの認識のもと、アンケートや面接等を工夫などして、児童生徒が発する小さなサインも見逃さず、家庭ときめ細かい連携を行いながら、学校全体でいじめを許さない取り組みを進めているところです。

また、長期休業明けには、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、早期に、一人ひとりの児童生徒と面接をすることとしております。

いじめ問題は、いじめられている児童生徒を学校が徹底して守りきるという姿勢を貫くと同時に、いじめている児童生徒に対しては、いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、人間性を無視した卑劣きわまりない行為であることを徹底して指導するとともに、いじめている児童生徒の内面への取り組みも必要と考えております。

学校は本来、児童生徒にとって豊かな人間関係を育む場ではありますが、いじめが原因で、登校することが難しい場合には、個々の状況を踏まえた対応や支援が必要であると考えております。

次に、いじめ問題の再調査についてであります。

現在、各学校は、文部科学省の「いじめの認知に関する考え方」に基づき、「生徒間暴力」と捉えていた事案の中に、いじめと認知す

べきものがあったかどうか、再度見直しを行っているところであります。

以上